〃	〃	—2	〃	—2
〃	〃	—3	〃	—3
〃	〃	—4	〃	—4
〃	〃	—5	〃	—5
〃	〃	—6	〃	—6
〃	〃	—7	〃	—7
〃	〃	—8	〃	—8
〃	〃	—9	〃	—9
〃	〃	—10	〃	—10
〃	〃	—11	〃	—11
〃	〃	—12	〃	—12
〃	〃	—13	〃	—13
〃	〃	—14	〃	—14
〃	〃	—15	〃	—15
〃	〃	—16	〃	—16
〃	〃	—17	〃	—17
ヤマト浄化槽 HM—NP—01— 1 型	3—06K—H—013	—1	3—11K—H—011	—1
〃 —2A型	〃	—2	〃	—2
〃 —2B型	〃	—3	〃	—3
〃 —3A型	〃	—4	〃	—4
〃 —3B型	〃	—5	〃	—5
〃 —4A型	〃	—6	〃	—6
〃 —4B型	〃	—7	〃	—7
〃 —5A型	〃	—8	〃	—8
〃 —5B型	〃	—9	〃	—9
〃 —6A型	〃	—10	〃	—10
〃 —6B型	〃	—11	〃	—11
〃 —8A型	〃	—12	〃	—12
〃 —8B型	〃	—13	〃	—13
〃 —10A型	〃	—14	〃	—14
〃 —10B型	〃	—15	〃	—15
〃 —12A型	〃	—16	〃	—16
〃 —12B型	〃	—17	〃	—17
〃 —14A型	〃	—18	〃	—18
〃 —14B型	〃		〃	

○関東地方整備局告示第三百九十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年九月三十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

昭和55年建設省告示第1292号第１第二号による嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	東京都日野市平山２丁目５番１　株式会社スイケンエンジニアリング 代表取締役　米山　修
工場の所在地及び名称	沖縄県浦添市牧港５—15—14　沖縄プラスチック工業　浦添工場

認定番号	浄化槽の名称
3—11— 1 E—001	スイケン合併処理浄化槽　ＳＳＫ—５型
〃 —001— 1	〃　ＳＳＫ—７型
〃 —001— 2	〃　ＳＳＫ—10型

○関東地方整備局告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十九号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十年建設省告示第千四百三十九号、平成十五年関東地方整備局告示第三百四号、平成十九年関東地方整備局告示第百十号及び平成二十三年関東地方整備局告示第百四十八号の事業地に、豊島区高田三丁目、高田二丁目、目白一丁目を加え、雑司が谷三丁目及び雑司が谷二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百三十八号線

三　事業施行期間　自平成二十三年十月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都足立区中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、青井一丁目、青井二丁目及び弘道一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　武蔵野都市計画道路事業三・四・十一号女子大通り線

三　事業施行期間　自平成二十三年十月二十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目及び吉祥寺東町二丁目地内

使用の部分　なし